

## 令和7年門真市教育委員会第12回定例会

開催日時 令和7年12月22日（月）午後1時

開催場所 本館4階 委員会室

### 議事日程

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名                                   |
| 日程第2 | 会期の決定  |
| 日程第3 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条<br>第1項第1号に係る報告 |
| 日程第4 | 諸報告  |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

### 出席委員

教育長	八木下 理香子
委員	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

### 事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後1時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則  
第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告

報告者 太田学校教育課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるため、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 1 時 01 分から午後 1 時 03 分まで

日程第 4

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 第 5 次学校適正配置実施方針（素案）に係るパブリックコメントの結果について

報告者 渡辺教育企画課長

諸報告資料1ページをご覧ください。

意見募集期間は、2に記載のとおり、令和7年10月27日(月)から令和7年11月21日(金)、受付した意見等の件数は、5に記載の通り、3件でございました。意見の概要と意見に対する市の考え方は2～3ページに掲載しております。ページ左側に意見の概要、右側に意見に対する市の考え方を示しております。

いただきました3件の意見の概要といたしましては、1件目は、児童生徒の通学に関し、授業開始時間、見守り体制の強化、登下校に関する位置情報、バス等の通学手段の検討などについてのご意見となっております。

2件目は、学校統合による特に小学校低学年の通学に関する不安とそれに対する見守り等の対応について、また教職員の配慮などについてのご意見でした。

3件目は、北東エリアの学校再編について、通学距離が長くなることに関しての危惧等について、また、教職員への配慮等についてのご意見となっております。

それぞれの市の考え方につきまして、表の右側へ記載をしております。意見の概要と市の考え方につきましては、市HPにて公表しております。

今後についてであります。いただいたご意見を踏まえつつ、実施方針案について再度整理を行い、取りまとめたものを成案とし、次回以降の教育委員会定例会にて議案として上程させていただくことを予定しております。

番号2 門真市教育振興基本計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について

報告者 渡辺教育企画課長

諸報告資料4ページをご覧ください。この度、門真市の教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにする門真市教育振興基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施するものです。パブリックコメントの対象は、門真市教育振興基本計画2026(素案)、提出資格は、記載の(1)から(5)のとおりです。

意見募集期間といたしましては、令和7年12月19日（金）から8年1月20日（火）の間としております。

計画書案の閲覧場所・意見箱の設置場所につきましては、記載の市内公共施設等とし、郵送やメールでの意見の提出も可能となっております。

次に、計画（素案）の概要について、ご説明させていただきます。

まず、資料のご説明の前に、策定の背景についてご説明します。門真市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における教育振興のための基本的な計画として、平成28年度からの5年間を計画期間として策定をしました。その後第2期の計画として、令和2年から7年の5年間を期間とする門真市教育振興基本計画2021を策定し、現在推進中です。この度は、これにつづく令和8年度からの5年間を計画期間とする第3期計画として策定を行うものです。

それでは、本計画内の主な項目をご説明させていただきますので、別添の「門真市教育振興基本計画2026素案」をご覧ください。

まず、1ページから4ページでは、第1章として、計画の策定にあたって、策定の趣旨や位置付け、計画期間や策定体制について記載をしております。

次に、5ページから9ページでは、門真市の教育を取り巻く状況として、社会情勢や国や府の動向、現計画で取り組んできた内容について、続く10ページから27ページでは、児童数等をはじめとする本市の状況をデータやグラフを用いて掲載しております。

次に、28ページから31ページでは、門真市の教育がめざす基本的な方向性として、これまでの門真の魅力ある教育づくり審議会、学校適正配置審議会、教育振興基本計画策定委員会等で議論されてきた経緯とともに、国の教育振興基本計画などの現状も踏まえつつ、本計画における基本理念を示しております。

次に31ページでは、本計画における施策体系を示しております。現在の施策体系で課題となっておりました、施策と施策の狭間への対応や、施策の分類が細かすぎて、似た施策が分割されている点などを踏まえ、再編を行っております。

次に、32ページから67ページでは、第4章として、今後5年

間に取り組む施策についての詳細を記載しております。各施策の詳細については、割愛させていただきます。

次に、68ページから69ページには、計画の推進に向けた体制と進行管理について記載しております。

最後に、70ページからは、資料編として用語解説や関係規程等を掲載しております。計画の概要については、以上でございます。

なお、募集期間中に出された意見につきましては、改めまして、教育委員会定例会にてご報告させていただく予定としております。

### 番号3 損害賠償請求事件について

報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況について御報告申し上げます。11月27日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。

本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、1月27日を予定しております。

### 番号4 令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について

報告者 岡田学校教育課参事

諸報告資料6ページからをご覧ください。

本調査の目的は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことと示されてお

ります。

調査の対象は、小学校及び義務教育学校前期課程6年生と中学校及び義務教育学校後期課程3年生全児童・生徒となっており、調査事項につきましては、小学校・義務教育学校前期課程は国語・算数、中学校・義務教育学校後期課程は、国語・数学・英語の教科に関する調査及び、児童生徒質問調査と学校質問調査でございます。本調査の実施日は、令和8年4月23日（木）です。

令和8年度調査内容の詳細といたしまして、2点ございます。

1点目、中学校及び義務教育学校後期課程の英語につきましては、一人一台端末を活用した文部科学省C B TシステムM E X C B Tを用いた実施となり、本調査の前後の週で分散して実施をいたします。

なお、国語、算数、数学につきましては従来の紙媒体であるP B T方式での実施となります。

2点目、児童・生徒質問調査及び学校質問調査につきましても、一人一台端末を活用したオンラインによる回答が実施されます。教育委員会事務局といたしましては、以上の実施要領にもとづき、子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図るために、本調査に参加したいと考えております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長： 報告は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： 2つあります。1つは、意見なんですけれども、学校統合で五中校区が広がるので、自転車通学をいろいろ考えていくと思うのですが、そのあたりについては、これからもいろいろな意見が出てくるのではないかなと思います。保護者の方が納得できるのかなとか。

あと、中学生ですね、もちろん一般の人もそうですけれども、自転車の乗り方です。これから一層、自転車のルールについては厳しくなるので、今でも平気で道路の右側を走る人もいるので、横断の仕方など、そういった自転車のルールについて、これからは、学校でもしっかりと教えていく必要があるだろうな

と思います。

2点目は、教育振興基本計画についてなんですけれども、前回から大きく施策が変わっているところがありますか。

渡辺教育企画課長： ご質問ありがとうございます。今回の教育振興基本計画の改定につきましては、基本的には大きな流れは、これまでのものを継続ということで、時点修正を原則としております。その中で、大きく3点、見直したところもあるのかなと思っております。

まず1点目が、現在の国の基本計画の方で新しい概念が出てきております。計画素案でいきますと8ページになりますけれども、第4期の国の基本計画では、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根指したウェルビーイングの向上という大きな2つのコンセプトが掲げられております。こうした国の大きな方針を、本市の方でも進めていくという考え方を入れつつ、これまで門真市で大事にしてきました人とのつながりでありますとか、今進めております令和の日本型学校教育のスタイル、探究的な学びというところなど、前回の計画にはなかった概念でもありますので、その辺りをバージョンアップして追加をしたというところでございます。

2点目といたしまして、先ほどご説明をいたしました、施策の体系でございます。31ページの施策体系のところですが、前回の施策から少しスマートにし、施策の統合をいくつかおこなっております。また、真ん中の欄の基本施策というところを、2つに絞っています。前回7つの基本施策があったのですが、今回2つに絞っております。1つ目が、学びを保障する環境づくりということで、主に、児童生徒への学習の環境を整えるということでございます。2つ目が、学びを支える環境づくりということで、主に先生でありますとか、校舎でありますとか、環境づくりについての考え方を整理するというので、大きく2つに抜粋して、できるだけ施策同士の狭間が起らないような形で整理をしております。

また現在の第2期の計画は、コロナ禍に作成したというところもありまして、コロナに特化した内容のところもございましたので、そこにつきましてはアフターコロナの状況も踏まえた

形で、全体でトーンを整理した次第でございます。

3点目が、指標でございます。各施策には指標をおいておりますけれども、やはりそぐわなくなったところでありますとか、先程と同じで、コロナのことがあつての指標でございましたので、その辺りは、改めて各施策に対する指標を設定し直すとともに、目標値につきましても、今回の計画の現状を踏まえた新たな数値でありますとか、国の方で新たに実施されておりますアンケート調査なども踏まえながら、新たな各施策に相応しい指標というものを、再度設定したというものであります。

満永委員： よく分かりました。ありがとうございます。

八木下教育長          閉会宣言          午後1時18分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長          八木下 理香子

署名委員          満永 誠一